

「個人情報の取得及び取扱いに関する同意書」について

本同意書は大阪介護支援専門員堺ブロックが相談事業等でお世話になっている弁護士の先生に作成頂きました。「個人情報の取得及び取扱いに関する同意書」（以下、本同意書）の3ページ、（利用にあたっての留意事項）の補足をさせていただきます。

- 1 個人情報保護法などの法令遵守、事業者の責任です。
- 2 本同意書はあくまで、“ひな型”です。使用される際は、個人情報保護法等の法令を遵守して、事業所の責任で編集して使用頂くようにお願いします。
- 3 個人情報保護委員会は、個人情報（マイナンバー（個人番号）を含む。）の有用性に配慮しつつ、その適正な取扱いを確保するために設置された独立性の高い機関です。詳細は以下の URL をご参照下さい。
<https://www.ppc.go.jp/>
- 4 個人情報保護法で、「個人情報」と「個人データ」が定義されております。

弁護士の先生の解説、以下の通りです。

個人情報は、個人の氏名、住所、連絡先等の生の情報を言います。

事業者は、取得した個人情報を個人情報データベースとして管理します。

名簿等がこれにあたりますが、そうでなくとも、

個々の支援対象者ファイルを作成して棚に並べるだけで、

個人情報データベースになると考えられます。

この個人情報データベースに組み込まれた個人情報を、

特に個人データといいます。

利用目的の項では取得時ですので、

まだ個人情報データベースには組み込まれていない、

生の情報なので、「個人情報」と表記します。

取得後に事業者が個人情報データベースに組み込むことによって、

個人データとなるので、

第三者提供の場面では、「個人データ」という表記が正しくなります。